

談合課徴金引き上げ

独禁法 見直し案 主導企業さらに加算

独占禁止法の見直しを議 9日、明らかになった。カのに十分な水準に設定すとも盛り込み、全体として論している独占禁止法基本ルテルや談合などの違反に「べきだ」として、事実上、厳罰化するよう求めている。問題懇談会（官房長官の私対して行政処分として科す引き上げを提案した。談合などを主導した企業に課徴金の額を「違反行為をとめる最終報告書の案がする動機付けを失わせるは、課徴金を加算する」自民党での議論などを経

談合問題基本法独禁法の最終報告書の案の骨子

- ▽課徴金は違反の動機を失わせるのに十分な水準に設定すべきだ
- ▽談合などを主導した企業に課徴金を加算
- ▽公正取引委員会の調査に協力した場合、課徴金を減額
- ▽排除型私的独占を課徴金の対象に追加すべきだ
- ▽罰金と課徴金の併科は適当
- ▽審判制度は、当面は現行制度を維持することと適当

て、来年の通常国会で独禁法の改正を目指す考え。報告書は、欧州連合（EU）の「制裁金」と比べ、

「日本の課徴金の水準は依然低い」と問題視した。そのうえで、「やり得ばれ元々とならないよう」国際水準との比較を視野に入れたことを検討すべきだとして、水準を設定すべきだとした。また、抑止効果を高めるため、課徴金の加算・減算制度の導入を盛り込んだ。主導的役割を果たした企業

罰金の併科する際、罰金の半額に相当する金額を課徴金から差し引く現在の規定を廃止し、課徴金を100%科すことを提言した。課徴金の対象に、「排除型私的独占」を新たに加えることも打ち出した。不当販売など不正な方法で競争相手を市場から締め出した企業に適用される。